

〔判例研究〕

## 名義書換未了株主がなす 株式交換契約無効確認の訴えの可否をめぐる問題

名古屋地裁一宮支部平成20年3月26日判決 金商1297号75頁

清水 正 博

本件は、Y1会社の実質的株主であると主張する原告が、Y1会社を完全子会社とし、Y2会社を完全親会社とする株式交換契約が無効であるとして訴えを提起した事案である。

### 1. 事実の概要

被告Y1会社は、昭和32年1月31日に住宅設備機器、建築設備機器、染色機械の製造及び販売を主たる目的として設立された株式会社であり、発行済株式総数は761万906株、資本金は21億3735万4461円であり、発行株式を株式会社ジャスダック証券取引所に上場していたところ、平成19年2月23日に上場廃止となった。

被告Y2会社は、平成18年10月24日に会社の買収を主たる目的として設立された株式会社であり、資本金は2億円で、訴外A会社の100パーセント子会社である。

平成18年11月17日、Y2会社とA会社は、連名で「Y1会社に対する公開買付け開始に関するお知らせ」と題する書面を公表し、その書面には、①Y1会社をY2会社の完全子会社にするため、A会社はその完全子会社のY2会社を通じて、Y1会社の株式を公開買付によって取得することを決議したこと、②本件公開買付は、平成18年11月20日から同年12月

21日の32日間に行い、買付価格を1株につき850円とすること、③Y2会社が、本件公開買付でY1会社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合は引き続き株式交換を行い、Y1会社をY2会社の完全子会社とすること、④本件公開買付及び株式交換によってY1会社はジャスダック市場の上場廃止基準に従って上場廃止となる予定であること、⑤本件公開買付は、Y1会社経営陣の一部によるマネジメント・バイアウトの一環として行われるものであり、Y1会社筆頭株主兼代表取締役会長B、同社大株主兼代表取締役社長Cはその保有するY1会社株式について本件公開買付に応募する予定であること、⑥B、Cは本件公開買付終了後、Y2会社株式を取得し、同社と連携して引き続きY1会社の経営に当たることなどが記載されていた。また、Y1会社は同日、上記書面の公表に先立ち、取締役会を開催し、本件公開買付に賛同する旨決議した。

本件公開買付は、上記①の通りに行われ、732万7941株の応募がなされ、買付けが行われ、Y2会社はY1会社の総株主の議決権数7429個に対して、その96.62%にあたる7239個の議決権を所有する株主となった。また、本件公開買付けにより、Y1会社は、A会社の連結子会社となった。

平成19年1月23日、Y1会社は取締役会を開催し、会社法784条1項の規定に基づき、略式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、①Y2会社を完全親会社、Y1会社を完全子会社とする株式交換を行うこと、②株式交換比率は、Y1会社株式100万株に対し、Y2会社株式425株の割合とすること、③効力発生日を平成19年3月1日とすること等を内容とする株式交換契約を締結する旨決議し、Y2会社と本件株式交換契約を締結した。

平成19年2月7日、Y2会社株主総会は、本件株式交換契約を承認する旨の決議を行った。

原告X会社は、平成16年8月に、日本の上場企業の発行株式に対する投資を主たる目的として、プリティッシュ・バージン・アイランズ・ミューチュアル・ファンド法に基づいて設立された有限責任会社であり、

Y 1 会社の株式を 23 万 5000 株、発行済株式総数の約 3.09% を保有しており、本件公開買付において、そのうちの 13 万 5000 株について応じ、平成 18 年 12 月 22 日の時点で 10 万株、約 1.31% にあたる株式を保有していたが、平成 19 年 2 月 28 日の時点において、未だ Y 1 会社の株主名簿には X 会社の名称は記載されていなかった。

この間、X 会社東京事務所駐在員が、Y 1 会社取締役と面談し、本件公開買付価格が不当に低い旨述べ、同価格が適切であることを示す資料の開示、及び Y 1 会社の会計帳簿の閲覧を求めたが、前者については資料が未公表情報であること、後者については X 会社が株主としての確認が取れないことから、いずれも拒絶されたことや、ファックスとメールで X 会社が Y 1 会社の株式を保有している事実（モルガンスタンレー発行の書類）を伝え、内容証明郵便により、本件公開買付価格の算定根拠などを開示することを求めたが、いずれも拒否されたことから、本件のように事業再編が提案された段階で特別支配会社が存在しない場合に、一般株主の意思形成を図る場を一方的に奪うことや、少数株主を排除するような略式株式交換を用いた本件株式交換は手続上の法令違反があるなどとして、株式交換契約の無効確認の訴えを提起した。

## 2. 判旨

訴え却下。

本件株式交換の効力発生日の前日の平成 19 年 2 月 28 日の時点において、Y 1 会社の株主名簿に X 会社が株主として記載されていなかったことから、「会社法 828 条 2 項 11 号は、株式交換無効の訴えの提訴権者を、「当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者」に限定しているところ、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対

抗することができないのであるから（会社法130条1項）、実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないければ、株主たることを会社に対抗することができず、株主としての原告適格を認めることもできないというべきである」とした。

そして、「会社法130条1項は対抗要件を定めたものであるから、会社が名義書換未了株主を株主として認めて、同人の権利行使を容認することは差し支えない」（最1小判昭和30年10月20日 民集9巻11号1657頁）が、「会社がその者が実質的株主であることを認識しているからといって、その者を株主として扱わなければならない義務を負うわけではない」と述べた上で、「単に会社が実質的株主であるということを認識しているというだけでは、名義書換なくして株主たる地位を会社に主張し得る根拠とはならない」とした。

ただし、「会社が従前、当該名義書換未了株主を株主として認め、権利行使を容認してきたなどの特段の事情が認められる場合には、訴訟において会社が名義書換の欠缺を指摘して株主たる地位を争うことが、信義則（禁反言）に反して許されないと判断されることがあり得る」として、原告X会社がY1会社に対して行った質問や開示請求の中に、会社法所定の株主の権利行使と解すべきものではなく、本件において特段の事情は存在せず、「本件訴訟において、被告らが名義書換の欠缺を主張することが信義則（禁反言）に違反するとはいえない」として、本件訴えは不合法却下とした。

### 3. 検討

(1) 本件<sup>①</sup>は、株式交換無効の訴えを株主として提起するにあたり、名義書換の必要性について判断した裁判例であり、比較的稀な事案であるといえる。しかしながら、日々、瞬間的に株式の売買が行われる現在において、重要な問題を内包している事案であるといえる。

(2) 本件で問題となった株式交換制度は、1999年（平成11年）の商法

改正により、株式移転制度とともに導入されたものであり、企業による親子会社形成手段の多様化と弾力化を目指してなされ、既存の会社間で完全親子会社の関係を形成する場合に用いられる<sup>(2)</sup>ものである。大企業の場合には、多くの関連会社によるグループ経営が行われており、中核会社のもとに50社を超える関連会社がグループを構成する例も少なくない。中でも、関連会社のいくつかは上場会社であるか、非上場会社であってもその株式が多くの株主に分散しているものが多数存在し、それらの会社では、会社ごとに株主総会を開催して意思決定を行い、株主管理をする必要があり、株式交換の手法を用いることにより、グループに属する特定の関連会社を中核会社の完全子会社とし、その関連会社の意思決定を迅速にするとともに、株主管理コストの軽減を図ることが可能となる<sup>(3)</sup>ことから、近年多くの事例が見受けられる。

旧商法352条1項は、会社は、その一方が他方の発行済株式の総数を有する会社（これを完全親会社とし、他方を完全子会社という）となるために株式交換ができる旨を定め、2当事会社間だけでなく、3以上の当事会社、つまり子会社となる会社が2以上の場合も可能である<sup>(4)</sup>とされた。

現行会社法767条でも同様の規定がなされているが、合同会社が新設されたことに伴い、合同会社も当事会社になれるという点で、若干ながら制度の広がりを見せたといえる。

株式交換は、株式交換当事会社の株主の利害に大きな影響を与えるため、株主の利益保護のために、完全親子会社となる会社双方に各会社の株主総会の承認を必要としている（会社法783条1項、795条1項<sup>(5)</sup>）。しかし、その決議要件は単なる特別決議であり（会社法309条2項12号）、株式交換では多数株主が少数株主を締め出すことができる点に大きな特色がある<sup>(6)</sup>とされる。本件では、株式公開買付によって、Y2会社がY1会社の特別支配会社となったことにより、略式株式交換の手続きを行っているが、略式株式交換は、株式交換の当事会社の一方が他方（従属会社）の総株主の議決権の10分の9以上<sup>(7)</sup>を有するときは、従属会社が完全子会社

になる場合でも、完全親会社になる場合でも、従属会社における株式交換承認の株主総会が不要となるものである（会社法784条1項、796条1項）<sup>(8)</sup>。

略式株式交換を行う場合において、当該株式交換が法令・定款に違反し、又は株式交換子会社の株主が対価として交付を受ける金銭等が著しく不当であって株式交換子会社又は株式交換親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主はそれぞれ株式交換当事会社に対して株式交換契約を止めることを請求することができる（会社法784条2項、796条2項）。

（3）株式交換は、さまざまな方法により無効となるが、法律行為の無効の一般原則によることは妥当でないため、合併無効などと同様、株式交換無効の訴えの制度を定め、無効の主張を可及的に制限し、無効判決の効力の修正を行っている（会社法828条1項11号、同条2項11号）。株式交換の無効の原因については、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、2006年）844頁によれば、①株式交換契約の内容が違法である、②株式交換契約に関する書面等の不備置・不実記載、③株式買取請求の手続が履行されない、④法定の債権者の異議手続が履行されない、⑤簡易株式交換・略式株式交換の要件を満たさないのにその手続がとられる、⑥略式株式交換の差止仮処分命令に違反する、⑦完全子会社の株主に対する対価の割当てが違法になされる等があげられ、その他、株主総会の株式交換契約書承認決議（会社法783条1項、795条1項）に取消し・不存在・無効の原因（会社法831条1項、830条1項、同条2項）がある場合など法定の要件を満たさない場合には、株式交換は無効となると解され<sup>(9)</sup>ている。

株式交換の無効は、会社法828条1項11号により、株式交換の効力が生じた日から6ヵ月以内に訴えをもってのみ主張することができることとされ、その主張ができる者は、株式交換の効力が生じた日において、株式交換契約をした会社の株主等（株主、取締役または清算人（監査役設置会社であればこれに監査役が加わる。委員会設置会社であれば、これに執行役が加わる））もしくは、社員等（社員または清算人）であった者または株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人もしくは株式交換について承認しな

かった債権者に限定されている。

株式交換無効の判決が確定したときは、その判決は、第三者に対しても効力を生じる（会社法838条）。そして、会社法844条1項では、判決が確定した場合において、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社が、自身の株式を交付したときは、その交付を受けた者に対し、その者が有していた株式を交付しなければならないとしている。

しかし、株式交換無効の判決があっても、その判決は、将来に向かってのみ効力を生じ、完全親会社、完全子会社その他株主および第三者に生じた権利義務に影響を及ぼさない（会社法839条）。

（4）本判決は、株式交換無効の訴えを提起する場合には、原則として名義書換が必要である旨を判示しているが、2009年（平成21年）1月5日に上場株式の株券電子化が実施されており、本件の問題を取り巻く状況は多少変質しているものといえる。

明治23年の旧商法181条は「株式の譲渡は取得者の氏名を株券及び株主名簿に記載するに非ざれば、会社に対してその効なし」と規定していたが、明治32年の新商法の制定にあたり、会社に対してその効なしとするのは狭隘に失するのみならず、一般の文例に反する<sup>(10)</sup>とされ、その150条では、「記名株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しかつその氏名を株券に記載するに非ざれば、これをもって会社その他の第三者に対抗するをえず」と改められた。そして、昭和25年の改正にあたり、その206条第1項では、株式譲渡は株券の裏書又は譲渡証書の占有により権利者たることを主張することができ、それ以外に格別の対抗要件を必要とする理由がなくなった<sup>(11)</sup>ことから、従来の規定から第三者の文字及び株券上の名義の書換を削除して規定されたとされる。会社法130条1項においても、同様の規定が引き継がれ、株主名簿の名義書換は株式の譲渡の会社と第三者への対抗要件とされる。しかしながら、前述のとおり株券電子化制度の下で、社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債株式振替法とする）により、譲渡については振替口座簿の記録によりなされ（社債

株式振替法140条)、名義書換は第三者への対抗要件にはされていない(同161条3項)。名義書換は会社への対抗要件ではあり、会社が基準日(会社法124条1項)を定め、株主に一斉に行使を認める権利については、振替機関からの「総株主通知」(社債株式振替法151条)による名義書換(同152条)の制度が定められている。ただし、それ以外の「少数株主権等<sup>(12)</sup>」(社債株式振替法147条4項)に関しては、例外的に名義書換は会社への対抗要件でもない(同154条1項)、それに代えて振替機関からの「個別株主通知」から4週間以内に株主が権利を行使する制度が定められている(同154条、同施行令40条)。

(5) ところで、本件のような株式交換無効の訴えの提起等の行為は、前述の「少数株主権等」によるものであるといえるが、株券電子化の実施により、本判決が求めた名義書換、対抗要件は不要となったと考えるべきであろうか。この場合、株券電子化制度の下では、株主名簿の名義書換は、「総株主通知」を受けた場合に行われるが、「総株主通知」は、原則として年2回(社債株式振替法151条、152条)のみであり、株主名簿への記載、記録が株式譲渡の対抗要件である旨規定する会社法130条1項が常に適用されとした場合、「総株主通知」がなされる間に振替株式の譲渡につき対抗要件を具備することができず、一律に少数株主権等を行使することができないことになる。そのため、社債株式振替法154条は、「個別株主通知」制度を創設し、少数株主権等の行使にあたっては、株主名簿の記載または記録に基づき行使することとしたものであり、訴え提起に際して必要とされる「個別株主通知」の法的性質について、自己が株主であることを発行会社に対抗するための対抗要件であると解すべきであるとの見解<sup>(13)</sup>がある。

確かに、会社法828条1項11号において、株式交換無効の訴えの提起は効力の生じた日から6カ月以内になされなければならない、原則年2回の「総株主通知」を待っていては、訴え提起ができなくなるおそれがある。しかしながら、従来においても名義書換は一定の時期になされるものであ



り、そのことにより、訴え提起にあたり、本件のように、名義書換未了の株主に対して原告適格を認めない事案<sup>(14)</sup>が存在し、そこでは、名義書換の請求をすべきであるなどの理由が述べられていた。名義書換未了の株主が、会社に対し名義書換の請求をし、会社が正当な理由なく拒絶した場合は、名義書換を経ているなくても、株主たる地位を会社に対抗することができる<sup>(15)</sup>とされてきたため、株券電子化の実施により、従来のような不都合が解消ないし、訴えを提起しようとする株主の事務上の負担が軽減されたと考えることもできる。

また、本件をはじめとして、同様の事案において、名義書換未了の株主の原告適格を認めなかったことが誤りであったと考えることもでき、今回の株券電子化において、それが是正されたにすぎないと考えることもできる。ここで、会社法の下では、株式交換無効の訴えをはじめとする会社の組織に関する訴えの原告適格を「株主の権利」であると位置づけることが適切であることは必ずしも自明であるとはいえず、会社の組織に関する訴えの提起は会社に対して一定の行為をすることを要求するものではなく、裁判所に対して裁判を求めるものであるから、会社に対する権利行使と位置付けることは不自然であるとの見解<sup>(16)</sup>もあり、訴え提起にあたり、本来的には名義書換、対抗要件の有無は問題とはされないものであることが、社債株式振替法により明示されたと捉えることも可能である。

さらに、そもそも会社法828条2項11号は、「当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者」と定められており、あくまでも「株主であった」ということが訴訟要件であり、対抗要件の具備とは別問題である<sup>(17)</sup>ということもできる。

#### 注

- (1) 本判決の評釈として、島田邦雄ほか・商事法務1844号（2008年）47頁、弥永真生・ジュリスト1365号92頁、周劍龍・金融・商事判例1315号17頁がある。
- (2) 酒巻俊雄「日本における会社法の最近の動向と課題」商事法務1576号

(2000年) 16頁。

- (3) 田邊光政『新版 会社法要説』(税務経理協会、2006年) 363頁。
- (4) 岸田雅雄「株式交換、株式移転」判例タイムズ1012号(1999年) 146頁。
- (5) なお、株式交換の対価として完全子会社の株主に交付する金銭等の全部又は一部が合同会社の持分又は法務省令で定めるものである場合には、完全子会社となる会社の総株主の同意を得なければならない(会社法783条)。法務省令では、持分、譲渡制限株式以外のものとして、株式移転設立完全親会社の取得条項付株式又は取得条項付新株予約権とされている(会社法施行規則186条)。また、株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、株式交換親会社ら株主が受ける対価が交換親会社の譲渡制限株式であるときは、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式(譲渡制限株式を除く)の株主を構成員とする種類株主総会の承認を受けなければならない(会社法783条3項)、その対価の全部又は一部が持分である場合には、当該持分の割当てを受ける種類の株主の全員の同意がなければ、株式交換はその効力が生じない(783条4項)。一方、株式交換親会社が種類株式発行会社であって、株式交換の対価として株式交換子会社の株主に交付するために譲渡制限株式を発行するときは、株式交換親会社において譲渡制限株式の種類株主総会の決議をする必要がある(795条4項3号)。
- (6) 岸田・前掲(注5) 146頁。
- (7) これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合は、その割合(会社法468条1項括弧書き)となる。
- (8) ただし、株式交換の対価の全部又は一部が譲渡制限株式(完全交換親会社は非公開会社)である場合であって、株式交換子会社が公開会社であり、種類株式発行会社でないときは、略式株式交換をすることができない(784条1項ただし書き、796条1項ただし書き)。
- (9) 三枝一雄・南保勝美『基本会社法』(中央経済社、2004年) 317頁。
- (10) 大隅健一郎『会社法の諸問題』(有信堂、新版、1983年) 211頁。
- (11) 大隈・前掲(注10) 212頁。
- (12) 議決権を除く共益権、および、自益権のうち株式買取請求権、取得請求権付株式の取得請求権等を指すとされる(江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、第3版、2009年) 192頁注5)。
- (13) 大野晃宏・小松岳志・黒田裕・米山朋宏「株券電子化開始後の解釈上の諸問題」商事法務1873号(2009年) 51頁。
- (14) 名義書換未了の株主には新株発行無効確認の訴えの原告適格を認められ

ないとした、東京地判平成2年2月27日金判855号22頁がある。

- (15) 名古屋高判平成3年4月24日高民44巻2号43頁。
- (16) 弥永真生「会社の組織に関する訴えと株主の原告適格」慶應法学第11号(2008年)203頁。
- (17) 大野ほか・前掲(注13)53頁は、発行会社が訴えを提起しようとする者の対抗要件の欠缺が争わなければ、対抗要件具備の有無は審理の対象とはならず、仮に争われても個別株主通知をして対抗要件を具備したことを主張、立証すれば足りるとし、訴えの維持のために対抗要件の具備が必要であることについて若干の含みを持たせてはいるが、訴訟要件を満たすために個別株主通知をする必要はないとしている。

